秦野市インターンシップに関する覚書

　　秦野市（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）とは、甲におけるインターンシップ実施について、次のとおり覚書する。

（実習生の派遣及び受入れ）

第１条　乙は学生を甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

（実習期間等）

1. 実習生の実習期間及び実習場所は、甲が指定する。

（実習生の身分及び報酬等）

第３条　甲は、実習生に甲の職員としての身分を与えないものとし、賃金、報酬、手当及び交通費その他の一切の費用を支給しない。

（遵守事項）

第４条　乙は、実習生に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

１　実習生は、甲が選任したインターンシップ受入れ担当者及び担当課指導者　の指示に従い、実習期間中は実習に専念しなければならない。

２　実習生は、甲の職員が遵守すべき法令、条例等に従うこと。

３　実習生は、甲の事業の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

４　実習生は、実習中に知り得た秘密を、実習中及び実習終了後も、その一切を漏らしてはならない。また、甲の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得ること。

５　前４項の規定を順守するため、実習生は、実習開始までに、甲に対して別紙様式により誓約書を提出するものとする。

（実習に係る事故責任等）

第５条　乙及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中及びその往復中の事故については、自らの責任において対応するものとする。

２　実習生が、故意又は過失により甲及び第三者に対して損害を与えた場合は、乙は実習生と連帯して責任を負うものとする。

３　実習生が第三者に与えた損害に関しては、甲は一切の責任を負わないものとする。

４　実習生が第三者に与えた損害により、甲が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、乙及び実習生は、当該賠償により甲が被った損害の補填をするものとする。

（実習の中止）

1. 甲は実習生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの実習を中止することができる。

１　第４条の規定に違反したとき。

２　正当な理由なく、実習に参加しないとき。

（定めのない事項等の処理）

1. この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ解決するものとする。

　　この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保管するものとする。

令和６年７月２９日

甲　　住　　所　　秦野市桜町１丁目３番２号

　　　代表者名　　秦野市長　高　橋　昌　和　　　　印

　　　　　乙　　住　　所

　　　　　　　　名　　称

　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印